

名古屋市北生涯学習センター自動販売機設置者募集要項

名古屋市北生涯学習センターでは、施設内に設置する飲料等の自動販売機設置者を募集します。

- (1) 施設名称 名古屋市北生涯学習センター
(2) 所在地 名古屋市北区黒川本通 2 丁目 16 番地の 3
(3) 物件一覽表 (自動販売機設置台数 1 台)

物件 番号	機 種	設置場所	台数	設置内定者 選考方法	特記仕様概要
北生涯①	缶・ペットボトル飲料	1階エレベーター横	1台	競争見積	ユニバーサルデザイン 災害支援型 キャッシュレス

契約は物件番号ごとに行います。記載内容については、別紙「物件別特記仕様書」でご確認ください。

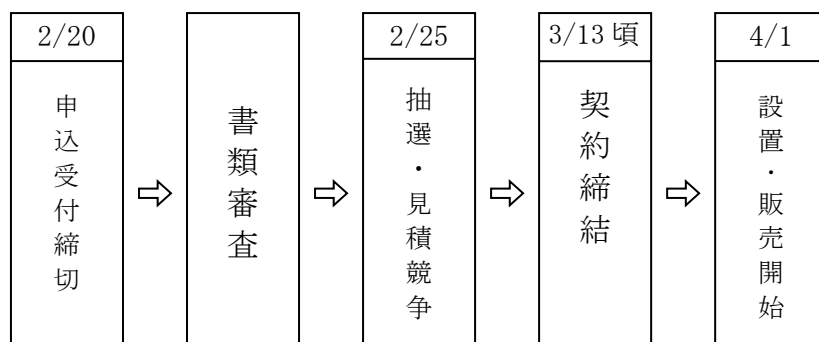
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、設置の必要性や契約条項等の状況を勘案して協会が契約継続に支障がないと判断した場合は、1年を単位として最大4年を限度（最大令和12年3月31日まで）に契約を更新することができます。

物件ごとに設置手数料をお支払いいただきます。

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置者の負担となります。
- (2) 自動販売機の電気使用、水道水使用に関する光熱水費についても設置者の負担となります。設置者において自動販売機ごとに計量機器（子メーター）を設置していただきます。支払方法等については、別紙「請書（ひな形）」をご参照ください。

別紙「仕様書（共通）」及び「物件別特記仕様書」をご参照ください。



9 申込資格

- (1) 名古屋市内に主たる事務所又は住所を有しているか、名古屋市内において営業活動を行っている法人又は個人とします。
- (2) 愛知県暴力団排除条例に定められている暴力団等及び暴力団等に利益の供与等を行っている法人又は個人は申し込むことはできません。
- (3) 社会的に著しく信用を害する事件等を起こしていないことが必要です。
- (4) 法人税又は所得税及び市・県民税等すべての課税を完納していることが必要です。
- (5) 令和6年度までに名古屋市の施設の行政財産目的外使用にかかる使用料（食堂・自動販売機に関する使用料）や弁償金（光熱水費等）等を完納していることが必要です。
- (6) 法人1社（個人は1個人）につき、同一物件への申し込みは1件のみとします。（同一店舗、同一経営者の会社（店舗）で複数人の申し込みは認められません。）

10 自動販売機設置の時期及び販売開始予定日

- (1) 自動販売機設置の時期 令和8年4月1日（水）～7日（火）までの間
- (2) 販売開始予定日 令和8年4月1日（水）

11 申込書の受付及び問合せ先

- (1) 受付期間 令和8年2月5日（木）から令和8年2月20日（金）まで
ただし、施設の休館日（2月10日（火））は除きます。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所 名古屋市北生涯学習センター事務室 名古屋市北区黒川本通2丁目16番地の3
TEL（052）981-3636 FAX（052）981-3590
- (4) 受付方法 申し込みをされる方は、所定の申込書に次の書類を添えて直接ご持参ください。

申込者区分	添付書類
法人	直近3か年の法人市民税納税証明書（複写可）又は法人市民税についての滞納のないことの証明書（複写可）及び会社概要
個人	直近3か年の市・県民税納税証明書（複写可）及び直近の確定申告書の写し
団体	直近3か年の収支計算書及び活動報告書
すべて	現在営業している店舗、主たる事務所の付近略図を記入したもの

12 選考方法及び設置内定者の決定と契約の締結

(1) 選考方法及び設置内定者の決定

協会において書類審査等その他必要な調査を行なった後、自動販売機の物件ごとの「月額設置手数料の競争見積」（書面提出）により設置内定者を決定します。最も高い価格を提出された方を設置内定者としてします。

(2) 契約の締結

設置内定者は、物件ごとに契約を締結します。請書（ひな形）は別紙のとおりです。

13 選考方法等の説明及び競争見積等の実施予定日

競争見積等に関する説明	申込書の受付期間内に事務室へ直接お問合せください。
競争見積実施予定日	【自動販売機 競争見積】 〈日時〉 令和8年2月25日（水）午後1時45分から 〈会場〉 名古屋市南区東又兵衛町5丁目1-16 スポーツ振興会館5階会議室

14 先着順の受付

- (1) 原則として、申込又は設置内定者のなかった物件については、「13 競争見積等の実施予定日」の翌日以降において、先着順にて随時受け付けを行い、最低月額設置手数料以上の金額にて契約を締結いたします。ただし、随時受付は、令和8年3月5日（木）に締め切りとさせていただきます。
- (2) 競争見積等の実施予定日の翌日以降、事務室へ直接お問合せください。

15 参 考

- (1) 当生涯学習センターの職員数 15 名（令和7年1月現在）
- (2) 当生涯学習センターの利用者数 108,660 名（令和6年度実績）
（なお、記載された内容はあくまで参考であり、当協会が今後の自動販売機の売上や稼働率などを保証するものではありません。）

名古屋市北生涯学習センター自動販売機設置申込書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人 名古屋市教育スポーツ協会

理事長 河 野 和 彦

申 込 者 住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者役職名・氏名並びに代表者印)

名古屋市北生涯学習センター自動販売機設置者募集要項の内容により自動販売機を設置したいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みをします。

なお、申込書を提出するにあたり、同要項9の規定に該当することと、あわせて同要項に規定する事項を遵守することを誓約します。

営 業 店 舗 主 たる 事 務 所	名 称 所 在 地 (TEL)							
営 業 内 容 ・ 活 動 内 容								
従 事 者 氏 名 (個人の場合) 従 業 員 数 (法人・団体の場合)								
営 業 年 数 ・ 事 業 年 数	年							
営 業 資 金 (個人の場合) 資 本 金 (法人の場合) 基 本 金 (団体の場合)	円							
取 扱 品 目								
申 込 物 件 番 号	北生涯	①						

- ※添付書類 ☐ 個人 直近3か年の市・県民税納税証明書及び直近の確定申告書の写し
- ☐ 法人 直近3か年の法人市民税納税証明書又は法人市民税についての滞納のないことの証明書及び会社概要
- ☐ 団体 直近3か年の収支計算書及び活動報告書
- ☐ すべて 現在営業している店舗、主たる事務所の付近略図を記入したもの

担 当 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	氏 名 (TEL) (FAX)
--------------------------	-----------------------

*受付番号	北生涯 :
-------	-------

物件別特記仕様書（物件番号：北生涯①）

施設名称：名古屋市北生涯学習センター

所在地：名古屋市北区黒川本通 2 丁目 16 番地の 3

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会を甲とし、自動販売機設置者を乙とする。

1 自動販売機設置場所

物件番号	機種	台数	設置場所	概略図記載番号
北生涯①	缶・ペットボトル飲料	1 台	1 階エレベーター横	①

※設置場所は、別紙「自動販売機配置概略図」に記載のとおり

2 特記仕様

(1) 販売品目

- ア 缶・ペットボトル飲料の販売は、缶、ペットボトル密閉式の容器とすること。
- イ 缶・ペットボトル飲料の販売は、お茶、コーヒー、スポーツドリンク、ジュース類とする。
- ウ 缶・ペットボトル飲料の販売は、販売品目の中に飲料水を必ず入れること。

(2) 機種は災害支援型自動販売機とし、飲料の確保に重大な支障をもたらす程度の災害時に自動販売機庫内の飲料を無償で開放すること。

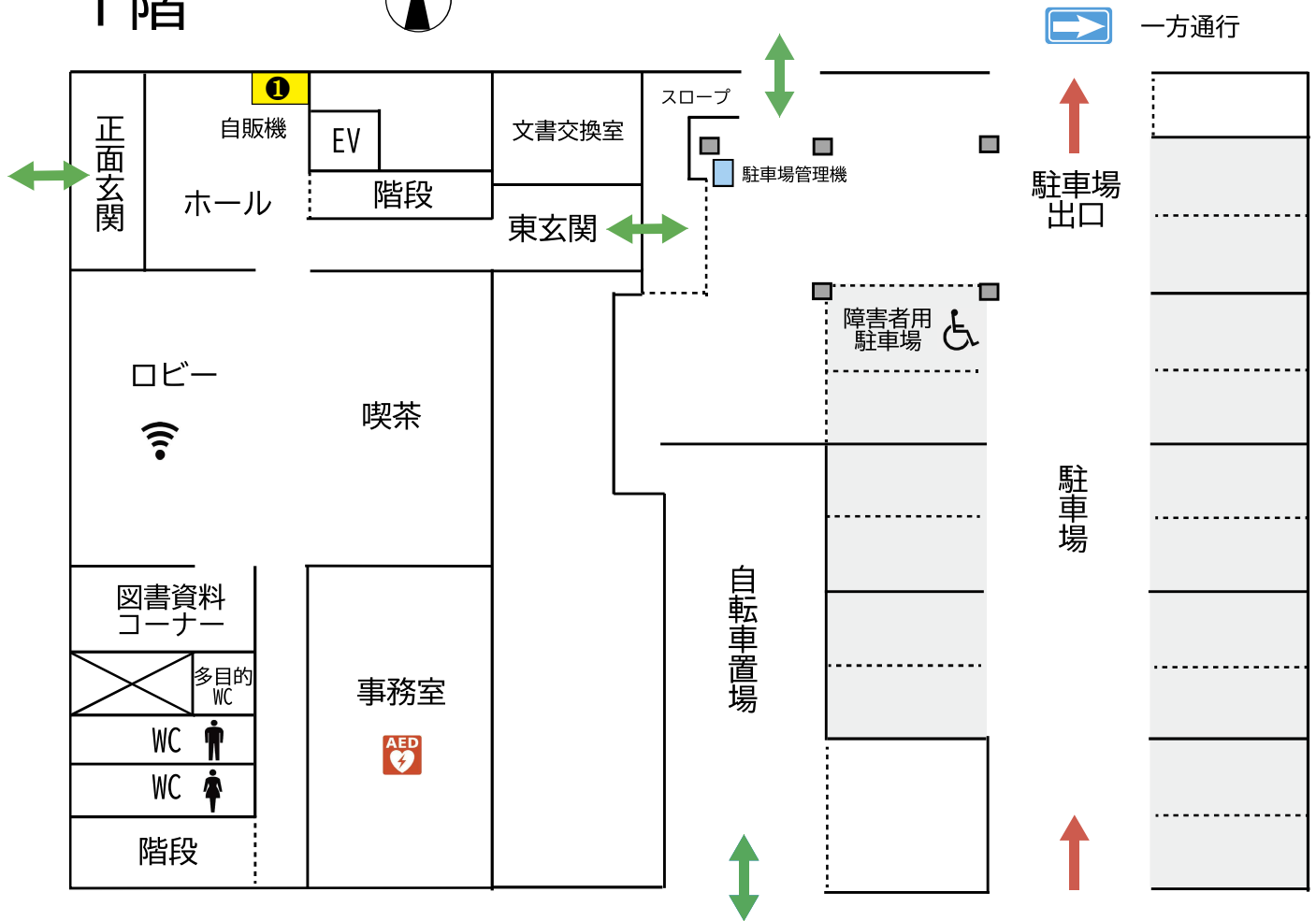
- ア 災害発生時に、甲が飲料の提供を必要と判断した場合には、乙が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被害者に対して無償で提供すること。なお、災害発生時には非常用電源を使用し対応すること。
- イ 開放する飲料数について、庫内のものに加えて、乙は甲との協議のうえで必要に応じた数を随時自動販売機内に無償で追加すること。なお追加数の上限は、年間3,000本とする。
- ウ 乙は追加の要請があった場合は、速やかに輸送体制を整えること。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。
- エ 甲は、追加の要請を行うときは、提供要請書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合等では、口頭、電話等により要請できることとし、後日速やかに提供要請書を提出する。
- オ 自動販売機内に追加する飲料の種類について、乙は甲との協議のうえで決定し追加すること。

(3) その他設置する自動販売機に必要な機能

- ア 当該自動販売機が災害支援型自動販売機であり、災害時には無償開放を行う旨を明示する看板を上部に設置すること。また設置する前に、設置しようとする看板等のデザイン・レイアウトがわかる資料を提出すること。
- イ 様々な能力の人が自動販売機を利用する場合に戸惑うことなく商品等を購入できるような操作性や操作方法となっているユニバーサルデザイン型自動販売機を設置すること。
- ウ 電子マネーやQRコードで決済が可能になるよう対応すること。電子マネーやQRコード対応に係る諸費用等については、すべて乙の負担とする。

名古屋市北生涯学習センター 館内平面図

1 階



(案)

請 書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

理 事 長 河 野 和 彦

自動販売機設置者 住所
氏名

印

1	件 名	名古屋市北生涯学習センター自動販売機設置にかかる契約
2	設 置 手 数 料	月額 _____ 円 (うち、消費税等額 _____ 円) とする
3	契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4	設置する自動販売機の物件番号等	(1) 物件番号 北生涯① (2) 機 種 缶・ペットボトル飲料 (3) 設置場所 名古屋市北区黒川本通2丁目16番地の3 名古屋市北生涯学習センター 1階エレベーター横
5	特 約 事 項	裏面記載にある「甲」を公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会とし、「乙」を自動販売機設置者とする。

(目的)

第1条 甲は、名古屋市北生涯学習センターにおいて利用者の利便性向上のために設置する自動販売機について、乙と自動販売機設置にかかる契約を締結するものである。

(遵守事項)

第2条 乙は、この契約を履行するにあたっては、別紙仕様書（共通）及び物件別特記仕様書の内容を遵守しなければならない。

(契約の更新)

第3条 甲は、使用の必要性や契約条項等の状況を勘案して、契約継続に支障がないと判断した場合は、1年を単位として最大4年を限度（最大令和12年3月31日まで）に契約を更新することができる。

2 更新による契約期間内において消費税率の引き上げが行われた場合については、契約の変更(増額)を行うものとする。

3 乙の都合により契約期間内に契約を解除することはできない。ただし、やむをえず契約を解除しようとするときは、契約解除日の2か月前までに甲に書面にて申し出るものとする。また、契約期間満了にともない契約を更新する意思がない場合についても同様とする。

4 前項による契約解除の申し出により甲が損害を受けたときは、乙はこれを補償しなければならない。

(設置費用等)

第4条 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて乙の負担とする。

(光熱水費)

第5条 自動販売機の設置によって生じる電気使用料及び水道使用料は乙の負担とする。

2 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。また、紙コップ等水道を使用する場合にも同様に子メーターを設置するものとする。

3 甲は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気及び水道の単価に基づき、子メーターの表示する使用量により電気使用料及び水道使用料を計算し、乙に請求書を送付する。

(支払方法等)

第6条 乙は、自動販売機設置にかかる設置手数料及び電気・水道使用料（以下「設置手数料等」という。）を甲が作成した請求書等に基づき、指定期間内に指定の銀行口座への振替により支払うものとする。また、口座振替にかかる振込手数料は乙の負担とする。

(延滞金)

第7条 乙は、正当な理由がないのに設置手数料等の支払いを遅延したときは、遅延日数に応じ、支払い金額に契約金額に契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）

第8条第1項の規程に基づき定められた政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示991号）の割合を乗じて計算した額を延滞金として支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が設置手数料等及び延滞金を支払う場合において、支払った金額が設置手数料等及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と乙とが協議して、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第10条 甲は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が甲の指示又は貸与品等の性質により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(権利譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を他人に譲渡、転貸し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第 12 条 甲は、自動販売機に故障が生じた場合は、速やかに乙に連絡し、乙はこれを速やかに修復すること。

- 2 前項の規定により支出する費用は、甲に帰すべき事由を除きすべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (2) 契約の履行にあたり、監督員の指示監督に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
 - (3) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - (4) 関係法令及び請書を遵守して業務を遂行しなかったとき。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされているとき。
 - (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているとき。
- 2 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除を行うことができる。
- (1) この契約の履行を行うことができないことが明らかであるとき。
 - (2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が、経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 前各号のいずれかに該当し、契約の相手方とすることができないとされている者を、契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、その他使用人として使用したとき。

- 3 甲は乙がこの契約に関して、第 15 条の各号のいずれかに該当したときは、第 1 項第 1 号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。この場合において、同項に規定する催告を要しないものとする。

4 甲は、甲が名古屋市中から当該自動販売機にかかる市有地及び建物の一部貸付契約を解除されたとき、当該契約を解除することができる。

5 第 1 項第 5 号及び第 6 号の定めにかかわらず、更生手続開始又は、再生手続開始の決定後、新たに登録事業者となった者は、契約の相手方とすることができる。

6 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき、当該契約を解除することができる。

(契約が解除された場合の違約金)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金

として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(1) 第 13 条第 1 項から第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合

(賠償金)

第 15 条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号に定める事由に該当する場合は契約を解除するか否かに関わらず、契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額（損害額がそれ以上の場合は損害額）の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から第 7 条に定める遅延利息の率により計算した利息を付して徴収するものとする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律 54 号。以下「独占禁止法」という。）

第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の定めに従って違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条第 1 項に定められた排除措置命令又は第 50 条第 1 項に定められた課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に定められた罪を犯し、刑に処せられた（執行猶予の場合も含む）とき。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、乙又は乙の役員若しくは使用人が、独占禁止法違反行為をし、または刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条に定められる行為をしたことが明らかになったとき。

2 第 1 項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(損害補償)

第 16 条 甲は、前条により契約が解除され、または契約期間満了により契約が更新されなかったことにより乙に生じた損害についてこれを補償しない。

(危険負担)

第 17 条 自動販売機の設置により生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生ぜしめた損害である場合を除き、乙の負担とする。

(契約の費用)

第 18 条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(その他)

第 19 条 本契約においては、本書及び仕様書等その他関係書類のほか、甲が定める契約規程及び契約要綱の定めるところに従うものとし、これらに定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

仕様書（共通）

公益財団法人名古屋市教育局スポーツ協会を甲とし、自動販売機設置者を乙とする。なお、この仕様書（共通）のほか、併せて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置等

- (1) 自動販売機の外形寸法は、原則として幅 1,400 mm・奥行 1,000 mm・高さ 1,900 mm以下とし、重量は約 600 kg以下とする。
- (2) 消費電力は 10 アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 原則として、ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。
- (4) 自動販売機は、施設の閉館時刻には、タイマーで照明を消灯できるものとする。
- (5) 原則 10 円硬貨から 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる機種とすること。新硬貨・新紙幣が発行された場合は可能な限り対応すること。
- (6) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設の躯体に負担が掛からない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

2 販売品目・販売価格

- (1) アルコール飲料物の販売は行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書によるほか、甲との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 乙は、販売する商品や自動販売機の衛生管理には十分に配慮し、定期的に商品の点検や入れ替えを行なうとともに、自動販売機の清掃等を行なうこと。
- (2) 乙は、空き缶・箱等を入れる回収ボックスを自動販売機 1 台につき 1 個以上設置すること。
- (3) 乙は、定期的に商品・つり銭の補充、空き缶等の処理・清掃及び自動販売機・回収ボックス周辺の清掃を行なうこと。
- (4) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は許認可等を有していること。また自動販売機の設置にあたり新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (6) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに原状復旧を行い、甲の確認を受けること。
- (7) 乙は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (9) 乙は、自動販売機の交換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けること。
- (10) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

4 その他

- (1) 乙は甲に、自動販売機設置前に設置しようとする機器のカタログ及び「販売品目及び価格表」を提出すること。
- (2) 乙は、毎月の販売実績を記載した書類を甲に提出すること。
- (3) この仕様書（共通）、物件別特記仕様書及び請書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。